

補助金の受給を証明する書類

補助金名	補助金額	No.
①平成 21 年度高知県みどりの環境整備支援交付金	36,500 円	257-3
②平成 21 年度高知県造林事業費補助金	117,314 円	257-3
③平成 21 年度高知県造林事業費補助金	143,027 円	126
④平成 21 年度高知県造林事業費補助金	723,175 円	208, 208-2, 210 , 213 , 214
⑤平成 21 年度高知県造林事業費補助金	23,302 円	208, 208-2, 210 , 213 , 214
⑥平成 21 年度高知県造林事業費補助金	587,384 円	208, 208-2, 210 , 213 , 214
⑦平成 22 年度高知県造林事業費補助金	528,968 円	83~86
⑧平成 21 年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金	1,340,000 円	52 , 53 , 138,139
⑨平成 22 年度高知市森林総合整備事業費補助金	116,000 円	83~86
合計	3,615,670 円	

別記第2号様式
(交付金交付指令書)

高知県指令 21 高知林改第 79 号

交付金交付決定通知書

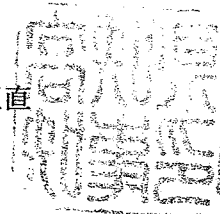
高知市森林組合 様

平成22年2月 4日

平成22年3月10日 付で交付金交付申請書のありました平成21年度高知県みどりの環境整備支援交付金については、下記条件により金554,250円を交付することに決定したので通知します。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県みどりの環境整備支援交付金交付要綱(「要綱」という。)を遵守すること。
- 2 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等、並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
- 3 事業終了の翌年度から起算して、10年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受けとる者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
 - (1)高知県補助金交付規則若しくは要綱又は交付条件に違反したとき。
 - (2)不正若しくは虚偽の申請又はこれによって交付金の交付を受けたとき。
 - (3)事業完了の翌年度から起算して10年以内に交付金の対象とした林地を皆伐若しくは、他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用、公共用及び天災等のやむを得ない事由による場合は、県と協議できるものとする。
 - (4)消費税の申告により交付金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合(この場合において、消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を減額して交付金の交付を受けたときは、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入れ控除税額等に相当する交付金の額を当該減額した額を上回る部分の金額とする。)
- 5 交付を受けた実施主体は、森林所有者へ交付決定(写し)を配布し、遵守事項を周知すること。

・内 訳

申 請 日	金 額	対 象 事 業
平成22年2月 4日	486,750円	造林事業
平成22年3月10日	67,500円	緊急間伐
計	554,250円	

}

平成21年度 高知県みどりの環境整備支援交付金内訳書

単位：h a、円

事業名	申請番号	施業地番号	施業地の所在				事業実施主体	森林所有者の住所氏名		間伐面積 h a	樹種	林齢	交付金 (円)	申請半期	ゾーニング						
			市町村	大字	字	地番		他地番	林小班							住 所	氏 名				
35	EB01	001	高知市	鏡 今井	ゴビヶ	2615-1	有	055-02-021-01	林小班	1	高知市	氏名	0.27	02	16	6,750	41	3			
35	EB01	002	高知市	鏡 今井	トナキ	2610-4	無	055-02-019-01	林小班	1	高知市	氏名	0.28	02	17	7,000	41	3			
35	EB01	003	高知市	鏡 今井	トナキ	707-1	無	055-02-009-01	林小班	1	高知市	氏名	0.10	02	13	2,500	41	3			
35	EB01	004	高知市	鏡 今井	トナキ	2609-1	無	055-02-008-01	林小班	1	高知市	氏名	0.12	02	32	3,000	41	3			
35	EB01	008	高知市	鏡 吉原	カガミ	1263-05	有	044-05-014-01	林小班	1	高知市	氏名	0.01	02	35	250	41	3			
35	EB01	008	高知市	鏡 吉原	カガミ	1263-05	有	044-05-014-01	林小班	1	高知市	氏名	0.56	01	35	14,000	41	3			
35	EB02	003	高知市	鏡 小山	カヤシ	764	無	005-02-029-01	林小班	6	高知市	氏名	0.06	02	14	1,500	41	3			
35	EB02	003	高知市	鏡 小山	カヤシ	764	無	005-02-029-01	林小班	6	高知市	氏名	0.05	01	14	1,250	41	3			
35	EB02	004	高知市	鏡 小山	カガシ	773-2	無	005-03-001-01	林小班	6	高知市	氏名	0.98	01	34	24,500	41	3			
35	EB02	006	高知市	鏡 小山	シバ	716	無	005-01-028-01	林小班	6	高知市	氏名	0.21	01	24	5,250	41	3			
37	BB01	001	高知市	鏡 増原	ナ	545-1	有	010-02-009-01	林小班	1	高知市	氏名	0.92	02	18	23,000	40	1			
37	BB01	002	高知市	鏡 吉原	カガシ	12897	無	047-03-003-01	林小班	1	高知市	氏名	0.32	02	33	8,000	40	2			
37	BB01	003	高知市	土佐山 高川	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	林小班	1	高知市	氏名	7.71	02	33	192,750	40	2			
37	BB01	003	高知市	土佐山 高川	久礼木	2017-1	有	027-01-010-01	林小班	1	高知市	氏名	0.20	01	33	5,000	40	2			
37	BB01	004	高知市	土佐山 高川	カガシ	1872-5	有	035-01-009-01	林小班	1	高知市	氏名	2.32	02	20	58,000	40	2			
37	BB01	005	高知市	土佐山 高川	カガシ	1872-5	有	035-01-009-01	林小班	1	高知市	氏名	1.46	02	20	36,500	40	2			
37	BB01	006	高知市	鏡 吉原	シバ	1298-13	有	049-01-002-01	林小班	1	高知市	氏名	1.80	02	28	45,000	40	2			
37	BB01	006	高知市	鏡 吉原	シバ	1298-13	有	049-01-002-01	林小班	1	高知市	氏名	2.10	01	28	52,500	40	2			
小 計																					
合 計																					
小 計													19.47			486,750					
合 計													19.47			486,750					

(注) 1 事業名は次のコードを記載する。森林環境保全整備事業：(3、27、37)、里山エリア再生事業：(35)、漁場保全関連特定森林整備事業：(38)、農業用水特定森林整備事業：(39)、緊急間伐総合支援事業：(98)、自伐林家等支援事業：(99)
 2 申請番号は、造林補助事業の内容と一致させること。
 3 樹種、申請半期、ゾーニング欄には造林事業コードを記載する。

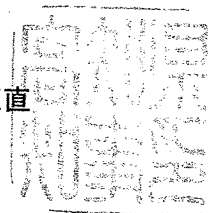
補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成 22 年 2 月 4 日付けで補助金交付申請のあった平成 21 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 5,778,986 円を交付することに決定したので通知する。

平成 22 年 3 月 30 日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8 年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して10年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の(1)の1の(エ)、及び同オ、同(2)のカの(エ)及びキ、同3の(1)のエの(エ)及びオ並びに同(2)のオの(エ)のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を10減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第13号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



21高知林改第81号
平成22年3月30日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成21年度第4－四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第4－四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年3月30日付け高知県指令21高知林改第81号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。）へ提出してください。

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業 事務所名：中央農林業事務所			造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐A（除伐主体）			平成21年度	第4四半期		1ページ																				
事業主体番号		事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	市町村名	haあたり 植栽本数	haあたり 標準単価 (実行経費)	諸掛費	査定係数 特認	査定係数 計	査定経費	補助金													
甲	施行地番号	01	01040401	15		02	0.92		高知市		229,152.25	25		170	358,392	143,356													
	施行地区分	**					0.92																						
	施行地番号	01	01040401	33		02	2.32		高知市		229,152.25	25		170	903,774	361,509													
	施行地区分	**					2.32																						
	施行地番号	**					3.24																						
	施行地区分	**																											
合計														人数	1	施行地数	2	箇所面積	ha(m)	3.24	植栽本数	0	本	査定経費	1,262,166	円	補助金	504,865	円

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：中央東林業事務所
 取扱機関名：高知市森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐B（伐捨間伐）B-30
 平成21年度 第4四半期 2 ページ

申請番号	施行地区番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 （当たり単価）	ha当たり 標準単価 （実行経費）	査定係数		査定経費	補助金
													査定係数	特認計		
BB01002	01	**	*	高知市森林組合	01040402	15		02	0.32		118,166.25	64,282	170		25,712	
BB01003	01	**	*	高知市森林組合	01040402	15		01	0.20		118,166.25	40,176	170		16,070	
BB01003	02	**	*	高知市森林組合	01040402	15		02	7.71		118,166.25	1,548,800	170		619,520	
BB01005	01	**	*	高知市森林組合	01040402	33		02	1.46		118,166.25	293,287	170		117,314	
BB01006	01	**	*	高知市森林組合	01040402	33		01	2.10		118,166.25	421,851	170		168,740	
BB01006	02	**	*	高知市森林組合	01040402	33		02	1.80		118,166.25	361,586	170		144,634	
BB01***		**	*						3.90							
									13.59							
合計	人数	1	施行地数	4	箇所面積	ha(m)	13.59	植栽本数	0	査定経費	2,729,982	補助金	1,091,990	円		

②

補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：中央東林業事務所
 取扱機関名：高知市森林組合
 造林区分名：育成単層林育成単層林作業道（長期）
 市町村名：高知市
 平成21年度 第4四半期 3 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数	ha当たり 標準単価 (実行経費)	掛 費	査定係数		査定経費	補助金	
														査定 係数	特認 計			
JJ01001	01		1	高知市森林組合	0107010115				260.00		9,330	2,426,000		170		4,124,200	1,649,680	
JJ01001	**	*	*						260.00									
JJ01	***	**	*						260.00									
合計	人数	1	人	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	260.00	植栽本数	0	本	査定経費	4,124,200	円	補助金	円	1,649,680

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

4 ページ

事業区分名：流域育成林整備事業 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り型・区B-30（伐捨）

申請番号	事業区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	haあたり 植栽本数	haあたり 標準単価 (実行経費)	平成21年度		補助金
											諸掛費	査定係数	
市町村名	高知市		高知市		高知市		高知市		高知市		計		
KN01 001 01	03010103	01	高知市森林組合	33	01	1.04	170	170	118,166.25	208,916	83,566		
KN01 001 **		*				1.04							
KN01 002 01	03010103	01	高知市森林組合	33	01	9.06	170	170	118,166.25	1,819,991	727,996		
KN01 002 **		*				9.06							
KN01 004 01	03010103	01	高知市森林組合	33	01	9.00	170	170	118,166.25	1,807,939	723,175		
KN01 004 02	03010103	02	高知市森林組合	33	02	0.29	170	170	118,166.25	58,255	23,302		
KN01 004 **		*				9.29							
KN01 ***		*				19.39							
合計						19.39	植栽本数	0	本 査定経費	3,895,101	補助金	1,558,039	
	人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha(m)	19.39	植栽本数	0	査定経費	3,895,101	円

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業
事業所名：中央東林業事務所
事業主体番号：高知市森林組合
取扱機関名：高知市森林組合
造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐り抜き伐りⅧ・Ⅷ-C-30(搬出集積)
市町村名：高知市
平成21年度 第4四半期 5 ページ

甲 請 番 号	施行地区番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地 区 分	樹 種	面積 (延長m) ha	植栽本数	haあたり植栽本数	haあたり標準単価 (実行経費)	諸 掛 費	査定係数		査定経費	補助金	
														査定	特認 計			
KN01 005 01	01	01	1	高知市森林組合	03010104	33	01	01	1.83			472,022	25			170	1,468,460	587,384
KN01 005 **	**	**	*						1.83									
KN01 ***	**	**	*						1.83									
合計	人数	1	1	1				ha(m)	1.83	植栽本数	0	本 査定経費	1,468,460	円		補助金	587,384	円

補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成21年12月7日付けで補助金交付申請のあった平成21年度造林事業費補助金については、下記条件により金5,270,533円を交付することに決定したので通知する。

平成22年 2月17日

高知県知事 尾崎 正直

記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐(団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む)又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等(育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道)及び居住地森林作業道(以下「作業道等」という。)の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の (1) の 1 の (エ)、及び同オ、同 (2) のカの (エ) 及びキ、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ) のただし書きの規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。



21高知林改第67号
平成22年2月17日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付について

平成21年度第3－四半期高知県造林事業補助金の交付については、平成22年2月17日付け高知県指令21高知林改第67号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：中央東林事業事務所
 取扱機関名：高知市森林組合
 造林区分名：育成単層林保育(植栽型) 除・間伐除・間伐A (除伐主体)
 市町村名：高知市
 平成21年度 第3四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり	ha当たり標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金	
											植栽本数 (m当たり単価)		植	特認			計
BB01003	01	1	高知市森林組合		01040401	15	01	02	0.02		229,152	25	170		7,791	3,116	
BB01003	02	1	高知市森林組合		01040401	15	02	06	0.16		229,152	25	170		62,328	24,931	
BB01003	**	*							0.18								
BB01***	**	*							0.18								
合計		人数	1	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	0.18	植栽本数	0	本	査定経費	70,119	円	補助金	28,047
															円		

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：中央東林業事務所
 取扱機関名：高知市森林組合
 造林区分名：育成単層林保育（植栽型）
 除・間伐除・間伐B（伐捨間伐）B-30

平成21年度 第3四半期 2 ページ

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (m当たり単面)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金		
												査定係数	特認計				
BB01001	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	01	1.90		118,166.25	170		381,675	152,670			
BB01001	02	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	01	0.50		118,166.25	170		100,441	40,176			
BB01001	03	1	高知市森林組合	0104040215	02	02	02	0.44		118,166.25	170		88,388	35,355			
BB01001	**	*						2.84									
BB01002	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	01	1.30		118,166.25	170		261,145	104,458			
BB01002	**	*						1.30									
BB01004	01	1	高知市森林組合	0104040233	02	02	02	1.78		118,166.25	170		357,569	143,027			
BB01004	**	*						1.78									
BB01***	**	*						5.92									
合計	人数	1	施行地数	3	箇所	面積	ha (m)	5.92	植栽本数	0	本	査定経費	1,189,218	円	補助金	475,686	円

補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事務所名：中央東林業事務所
 事業主体番号
 施行地区区分
 施行地番号

造林区分名：育成単層林育成単層林作業道(長期)育単作業道(長期)
 市町村名：高知市

申請番号	施行地番号	施行地区区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	haあたり 植栽本数	haあたり 標準単価 (実行経費)	諸 掛 費	査定係数 査定 係数	査定係数 特認 計	査定経費	補助金		
JJ01001	01	1	1	高知市森林組合	0107010115			616.00		11,379	7,010,000		170		11,917,000	4,766,800		
JJ01001	**	**	*					616.00										
JJ01	***	**	*					616.00										
合計	人数	1		施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	本	査定経費	円			11,917,000	補助金	円	4,766,800



第10号様式
(補助金交付指令書)

高知県指令22高知林改第96号

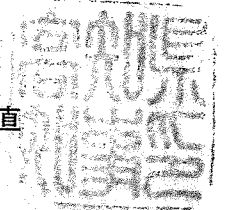
補助金交付決定通知書

補助事業者名 高知市森林組合 様

平成23年 2月 7日付けで補助金交付申請のあった平成22年度造林事業費補助金については、下記条件により金3,236,187円を交付することに決定したので通知する。

平成23年 3月29日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 高知県造林事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- 3 当該造林地が人工造林、除・間伐（団地間伐及び機能増進保育に係る抜き伐りを含む）又は特定林地改良に係るものである場合には、森林保険に加入すること。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整理保管しなければならない。
- 5 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内にアに掲げる行為又は当該作業道等に係り町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及びイにおいて同じ。）又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為。
 - イ 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等（育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、長期育成循環作業道）及び居住地森林作業道（以下「作業道等」という。）の全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為。
- 6 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。

- 7 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業並びに里山エリア再生事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をすること。
- 8 特定高齢級間伐及び人工林整理伐を実施した場合には、当該実施地において、事業完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 9 高知県造林事業費補助金交付要綱別表第 2 の 1 の (1) のエの (エ)、及びオ、同 (2) のカの (エ) 及びキ、同 2 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のオの (エ)、同 3 の (1) のエの (エ) 及びオ並びに同 (2) のカの (エ) 及びキのただし書きの規定により事業を実施した場合、除間伐後おおむね 10 年間は皆伐しないこと。ただし、やむを得ず皆伐しようとする場合は、あらかじめ、知事にその旨を届け出ること。
- 10 市町村森林整備事業計画に基づいて行う造林事業において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき、当該取消しに係る造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- 11 流域育成林整備事業において、人工造林の伐採前特殊地帯えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して 2 年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において、整理伐を行った場合に当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植込み等の改良を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実な更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における誘導伐をおこなった場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知) に基づき締結された長期育成循環協定又は重点推進地域において森林所有者が市町村に同意書を提出している場合にあっては市町村森林整備事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合(確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。)又は立木の材積が長期育成循環協定及び市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 14 「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 林整整第 1250 号林野庁長官通知) に基づき都道府県又は市町村が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、都道府県又は市町村の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合にあって、査定係数 10 の加算適用を受けることとして実施した施業が市町村が定める集約化推進計画の目標に達成していない場合又は承認が取り消された場合には、査定係数を 10 減算した補助金額との差を返還すること。
- 15 作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第 13 号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 17 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

22高知林改第96号
平成23年 3月29日

高知市森林組合長 様

林業振興・環境部長



平成22年度第4—四半期高知県造林事業費補助金の交付について

平成22年度第4—四半期高知県造林事業費補助金の交付については、平成23年3月29日付け高知県指令22高知林改第96号で通知したとおりですが、その内訳は別添補助金交付指令内訳書のとおりです。

なお、代理受理した補助金は、高知県造林補助事業取扱要領第14の2に定める造林補助金配布通知書を交付して早期に支払うよう配慮するとともに、支払完了後は、同要領第16の1のイに定める造林補助金配布明細書を所轄の林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。)へ提出してください。

補助金交付指命令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業
 事業所名：中央東林事業事務所
 取扱機関名：高知市森林組合
 造林区分名：高成単層林保育（植栽型）除・間伐除・間伐A（除伐主体）
 市町村名：高知市
 平成22年度 第4四半期 1 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり 植栽本数 (実行経費)	ha当たり 標準単価 (実行経費)	査定係数		査定経費	補助金											
												査定係数	特認計													
BB01004	01	1	高知市森林組合	01040401	15	02	4.93	226,071	23	170	1,894,701			757,880												
BB01004	02	1	高知市森林組合	01040401	15	02	0.08	226,071	23	170	30,744			12,297												
BB01004	**	*					5.01																			
BB01004	**	*					5.01																			
合計																										
										人数	1	施行地数	1	箇所	面積	ha(m)	5.01	植栽本数	0	本	査定経費	1,925,445	円	補助金	770,177	円

補助金交付指令内訳書

事業区分名：流域育成林整備事業

造林区分名：育成単層林保育(植栽型) 除・間伐除・間伐B(伐捨間伐) B-30

申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり		諸掛費	査定係数		査定経費	補助金
									植栽本数 ha当たり単価	標準単価 (実行経費)		査定 係数	特認 計		
BB01001	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	2.60		134,120	23	170		592,810	237,124	
BB01001	02	1	高知市森林組合	0104040215	02	02	2.47		134,120	23	170		563,169	225,267	
BB01001	**	*					5.07								
BB01002	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	0.37		134,120	23	170		84,360	33,744	
BB01002	02	1	高知市森林組合	0104040215	02	02	0.86		134,120	23	170		196,083	78,433	
BB01002	**	*					1.23								
BB01005	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	0.83		134,120	23	170		189,242	75,696	
BB01005	02	1	高知市森林組合	0104040215	02	02	0.51		134,120	23	170		116,281	46,512	
BB01005	**	*					1.34								
BB01006	01	1	高知市森林組合	0104040215	01	01	1.53		134,120	23	170		348,845	139,538	
BB01006	**	*					1.53								
BB01***	**	*					9.17								
合計	人数	1	施行地数	4	箇所	面積	ha(m)	植栽本数	0	本	査定経費	2,090,790	円	補助金	836,314

補助金交付指令内訳書

平成22年度 第4四半期 4 ページ

事業区分名：流域育成林整備事業
 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐りⅧ・ⅩB-30 (伐捨)

事業所名	申請番号	施行地区番号	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	市町村名		haあたり 植栽本数	haあたり 標準単価 (実行経費)	諸 掛 費	査定係数		査定経費	補助金	
											高知市	高知市				査定 係数	特認 計			
中央東林業事務所	KN01001	01	1	高知市森林組合	03010103	15	01	01	4.00			高知市	高知市	134,120	23	170		912,016	364,806	
	KN01001	02	1	高知市森林組合	03010103	15	02	02	1.80			高知市	高知市	134,120	23	170		410,407	164,162	
	KN01001	**	*						5.80											
	KN01002	01	1	高知市森林組合	03010103	15	01	01	7.00			高知市	高知市	134,120	23	170		1,596,028	638,411	
	KN01002	02	1	高知市森林組合	03010103	15	02	02	0.50			高知市	高知市	134,120	23	170		114,002	45,600	
	KN01002	**	*						7.50											
	KN01***	**	*						13.30											
合計									13.30	植栽本数	0							3,032,453	1,212,979	

円

補 助 金 交 付 指 令 内 訳 書

事業区分名：流域育成林整備事業 事業所名：中央東林業事務所 取扱機関名：高知市森林組合 造林区分名：機能増進抜き伐り等抜き伐りX B-30 (伐捨) 市町村名：高知市

平成22年度 第4四半期 5 ページ

申請番号	施行地番号	施行地区分	事業主体番号	事業主体名	造林区分	補助区分	地種	樹種	面積 (延長m) ha	植栽本数	ha当たり		諸掛費	査定係数		査定経費	補助金
											植栽本数	標準単価 (実行経費)		査定 係数	特認 計		
KN01003	01	15	01	高知市森林組合	03010109	15	01	1.60			134,120	23	170		364,806	145,922	
KN01003	02	15	02	高知市森林組合	03010109	15	02	0.60			134,120	23	170		136,802	54,720	
KN01003	**	*	*					2.20									
KN01***	**	*	*					2.20									
合計									2.20	植栽本数	0	本 査定経費	501,608	円		補助金	200,642

交付金変更交付決定通知書

高知市森林組合 様

平成 21 年 12 月 28 日付けで変更申請のあった平成 21 年度高知県未整備森林緊急整備事業費交付金については、下記のとおり平成 21 年 10 月 28 日付け高知県指令 21 高知東林第 85 号による交付決定通知の金額を変更して交付することに決定したので通知する。

平成 22 年 1 月 4 日

高知県中央東林業事務所長



記

既交付決定額	変更後の交付決定額	増額
3,160,000 円	7,110,000 円	3,950,000 円

中央東林業事務所長 様

補助事業者 高知市鏡小浜8
高知市森林組合
代表理事組合長 鎌倉 寛光

平成21年度高知県未整備森林緊急整備事業費補助金実績報告書

平成22年1月4日付け高知県指令21高知東林第126号で交付金変更決定通知のあったこの事業について、高知県補助金交付規則第11条第1項及び高知県未整備森林緊急整備事業費交付金交付要綱第8条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 交付事業の成績

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)	交付事業に要する(又は、要した)経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
			県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
未整備森林緊急整備事業費計	7,111,200	7,111,200	7,110,000	0	1,200	
	4,741,200	4,741,200	4,740,000	0	1,200	
	2,370,000	2,370,000	2,370,000	0	0	
除間伐(切捨)	6,303,360	6,303,360	6,303,000	0	360	
	4,293,360	4,293,360	4,293,000	0	360	
	2,010,000	2,010,000	2,010,000	0	0	
除間伐(搬出集積)						
関連条件整備	807,840	807,840	807,000	0	840	
	447,840	447,840	447,000	0	840	
	360,000	360,000	360,000	0	0	

(注) 1 区分欄の事業費内訳は、別表1の事業種目により記載する。

2 交付事業者が市町村以外の場合は、交付事業に要する(又は、要した)経費は(A)+(B)+(C)とする。

3 事業費は、交付対象事業費とする。

(2) 事業実績

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

事業区分	事業種目	事業実施 主体名	市町村名	区分	構造規格 又は規模	事業量	単価	事業費 (A)+(B)+(C)	交付事業に要 する(又は、 要した)経費 (A)+(B)+(C)	経費内訳			工期		備考	
										県交付金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完成 (予定) 年月日		
																円
未整備森林 緊急整備事 業	除間伐(切捨)	高知市森林 組合	高知市	不用木の除去、不良 木の淘汰		h a	円	円	円	円	円	円	円	円		
							47.04	134,000	6,303,360	6,303,360	0	360	360	H21.12.1	H22.6.30	
							32.04	134,000	4,293,360	4,293,360	0	360	360			
						15.00	134,000	2,010,000	2,010,000	0	0	0				
	除間伐(搬出集積)															
	関連条件整備	高知市森林 組合	高知市	対象森林の調査、 森林所有者の同意 の取り付け、予備 調査のための周囲 測量等		(33.66)	24,000	807,840	807,840	0	840	840	H21.12.1	H22.6.30		
						(18.66)	24,000	447,840	447,840	0	840	840				
						(15.00)	24,000	360,000	360,000	0	0	0				
	合 計					47.04		7,111,200	7,111,200	0	1,200	1,200				
						32.04		4,741,200	4,741,200	0	1,200	1,200				
						15.00		2,370,000	2,370,000	0	0	0				

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分によるものとする。
 2 交付事業者が市町村外の場合は、交付事業に要する(又は、要した)経費は(A)+(B)+(C)とする。
 3 事業費は、交付対象事業費とする。

2 事業完成（予定）年月日
平成22年6月30日

3 収支精算

(1) 収入 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区 分	予算額	精算額	差引増△減	備 考
	円	円	円	
県交付金	7,110,000	7,110,000	0	
	4,740,000	4,740,000	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
市町村費	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
その他	1,200	1,200	0	
	1,200	1,200	0	
	0	0	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 1 予算額欄は、前回申請書（重要変更を含む）に記載したとおりとする。

(2) 支出 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増△減 (B) - (A)	備 考
	円	円	円	
間伐	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	
除間伐（切捨て）	6,303,360	6,303,360	0	
	4,293,360	4,293,360	0	
	2,010,000	2,010,000	0	
除間伐（搬出集積）				
関連条件整備	807,840	807,840	0	
	447,840	447,840	0	
	360,000	360,000	0	
計	7,111,200	7,111,200	0	
	4,741,200	4,741,200	0	
	2,370,000	2,370,000	0	

(注) 事業における区分には、別表1の事業種目を記載する。

(3) 収支精算 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越)

区 分	県交付金 交付決定額	精算事業費 総 額	県交付率	精 算 県 交付金額	既 受 額 県交付金額	差引き県交付金 未受額(返還)額
	円	円		円	円	円
間伐	7,110,000	7,111,200		7,110,000	4,740,000	2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000
除間伐（切捨て）	6,303,000	6,303,360	定額	6,303,000	4,293,000	2,010,000
	4,293,000	4,293,360		4,293,000	4,293,000	0
	2,010,000	2,010,000		2,010,000	0	2,010,000
除間伐（搬出集積）						
関連条件整備	807,000	807,840	定額	807,000	447,000	360,000
	447,000	447,840		447,000	447,000	0
	360,000	360,000		360,000	0	360,000
計	7,110,000	7,111,200		7,110,000	4,740,000	2,370,000
	4,740,000	4,741,200		4,740,000	4,740,000	0
	2,370,000	2,370,000		2,370,000	0	2,370,000

① 1,340,000円

② 134,000円 × 5.11ha = 684,740円

③ 134,000円 × 4.89ha = 655,260円

事業実施箇所別表

1 間伐

事業実施主体	森 林 の 所 在 地				林班、小班及び 施業番号	森林所有者	森 林 の 現 況			備考
	市町村	大字	字	地番			面積	間建条件	樹種	
高知市	高知市	鏡柿ノ木	長者石/上シバノウ子	568,1069,1070/ 566,567	22 4 12	高知市	-	スギ・ヒノキ	45	①
森林組合	高知市	鏡梅ノ木	コヲチガサコ/身代ヶ石	1705,793,796/1691	8 4 5	横山 紅美子	4.22	スギ・ヒノキ	40	③
高知市	高知市	鏡梅ノ木	頭ナシ/中船木	952,953-1,953-2,1633-1,1633-3/981	7 4 42	横山 紅美子	3.01	スギ・ヒノキ	43	④
高知市	高知市	鏡梅ノ木	リュヅ	1620	7 5 15	川崎 和富	1.65	スギ・ヒノキ	43	④
高知市	高知市	鏡梅ノ木	奥船木	1615,974	7 4 43	横山 紅美子	1.84	スギ・ヒノキ	43	④
高知市	高知市	鏡梅ノ木	リュヅ	1621-1	7 5 16	川崎 昭男	3.17	スギ・ヒノキ	43	④
高知市	高知市	鏡白岩	ヒウラ/ヤナギサコ	327/127	36 4 10	山中 治子	0.37	ヒノキ	42	④
高知市	高知市	鏡吉原	大仲間/小休場	1254-1,1255-口,840-1,840-4,841-口,842-1/915-口	44 4 12	山本 繁寛	0.76	ヒノキ	41	⑥

(注)面積は、小数点以下2位まで記載すること
事業実施箇所を記入した施業実施図(1/5000の森林計画図、実測図)を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

高知市指令 22 鏡振第 51 号

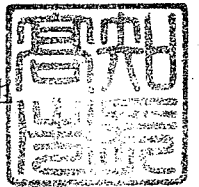
高知市森林組合
代表理事組合長 鎌倉 寛光 様

補助金交付決定通知書

平成23年3月30日付けで交付申請のありました高知市森林総合整備事業費補助金については、高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

平成23年3月31日

高知市長 岡崎 誠也



記

1 補助金交付決定金額 金1,347,300円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第1号様式(第5条関係)

平成23年3月30日

高知市長 岡崎 誠也 様

申請者	所在地	高知市鏡小浜8番地
	名称	高知市森林組合
	代表者	代表理事組合長 鎌倉 寛光

補助金交付申請書

高知市森林総合整備事業費補助金について、高知市森林総合整備事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 金1,347,300 円 記
- 2 事業の目的 高知市内における森林資源を培養し、森林の保全、水資源の涵養、自然環境の保全を図るため。
- 3 事業完了年月日 平成23年3月30日
- 4 添付書類
 - (1) 施業図
 - (2) 事業内訳書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙1 事業内訳書

平成22年度 4-四半期

Table with columns for 国・県補助別, 事業名, 事業種目, 実施番号, 標準単価, 事業量, 補助単価, 事業費, 経費内訳 (国・県補助金, 市補助金, その他), 国・県補助率, 国・県・市補助金計, 上乗せ後補助率, 年齢.

⑦
⑧